

- 昨年12月～本年1月にかけて、関係団体・引取業者の協力の下、引取段階での①所有者への情報提供、②使用済自動車判別ガイドラインの周知・活用、③取引価格の設定等、④所有者への意思確認の方法についてアンケート調査を実施。

▶アンケート対象

自動車リサイクル法における引取業者のうち、
新車ディーラー、中古車ディーラー、整備事業者

▶アンケート実施期間

2014年12月15日～2015年1月23日

▶アンケート回収数(計:369事業所)

(一社)日本自動車販売協会連合会(自販連)	会員:190事業所
(一社)全国軽自動車協会連合会(全軽自協)	会員:67事業所
(一社)日本中古車販売協会連合会(中販連)	会員:41事業所
(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)	会員:71事業所

▶アンケート内容

A.所有者への情報提供について

B.使用済自動車判別ガイドラインの周知・活用について

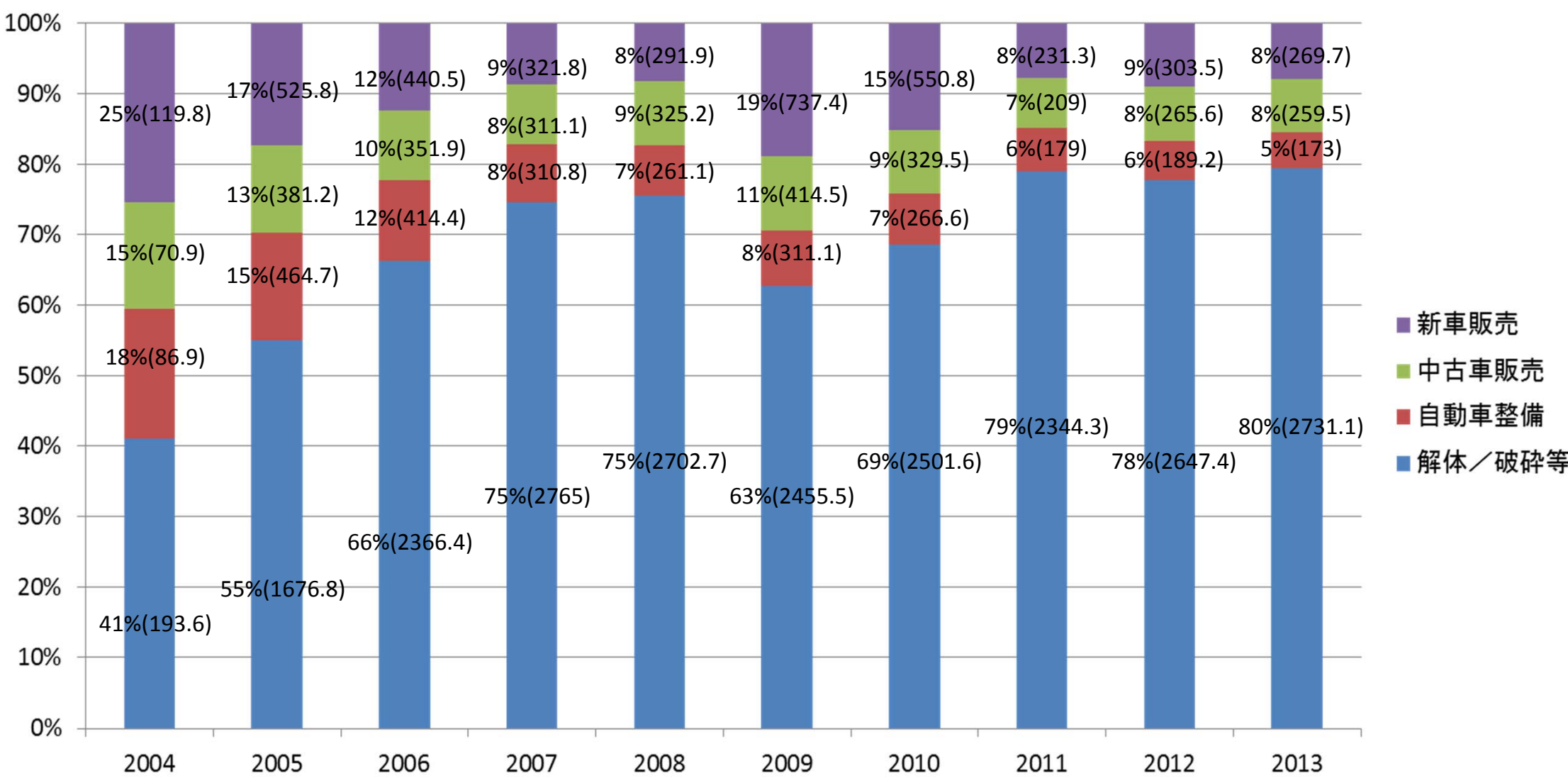
C.価格の設定方法について

D.所有者への意思確認の方法について

引取業者の業種別移動報告の推移

■ 施行後直後はディーラー・整備業者の割合が高かったが、2013年実績で解体・破砕業者の割合は約8割になるなど、近年は解体・破砕業者の割合が高くなってきている。

構成比(台数(千台))

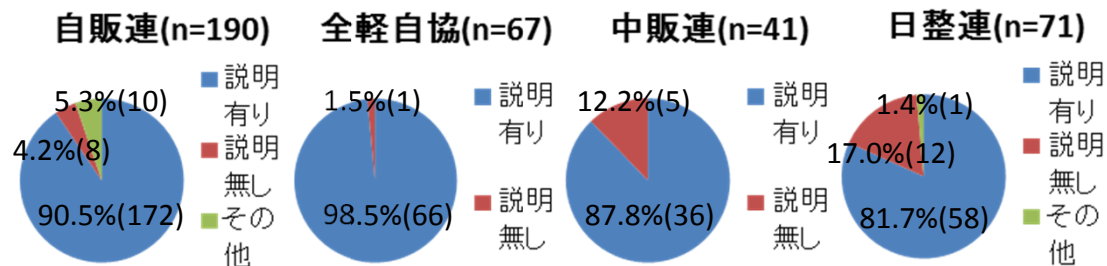


(※)JARCデータBOOKより経済産業省作成

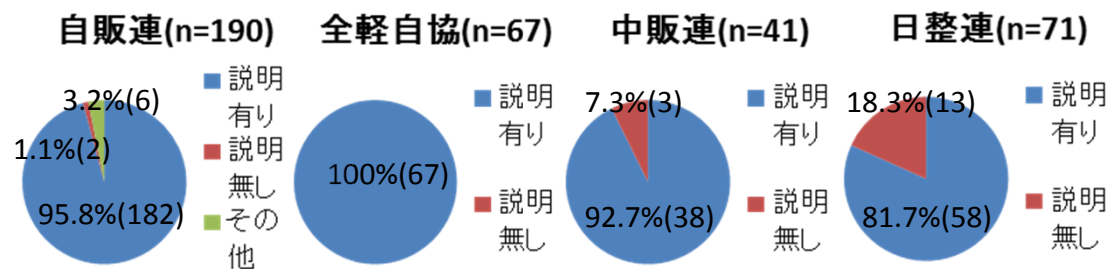
A. 所有者への情報提供について

■ 車両本体の経済的価値・預託金・自動車諸税等の還付については、引取業者から所有者に対して概ね説明が行われている。

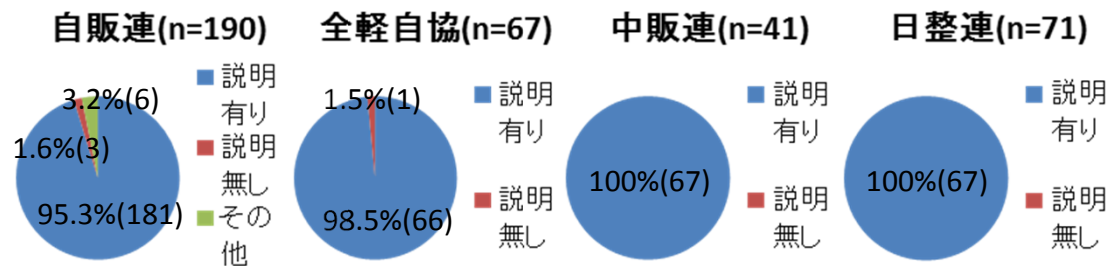
A-1. 車両本体の経済的価値についての説明内容



A-2. 預託金についての説明内容



A-3. 自動車重量税、自動車税、自賠償保険の還付についての説明内容



<回答例>

- 再販価値(再利用価値)の有無で、使用済自動車として引き取る場合と中古車として買い取る場合の二通りを説明。【自販連】
- 車の査定価格等を説明し、使用済自動車として処分する場合と下取車(中古車)として扱う場合との価格、費用等どちらが得かを選択していただくようになっています。【全軽自協】
- 部品、鉄等リサイクルに回す価値として価格をつけられると説明。【中販連】
- 車の査定価格を説明し、使用済自動車として処分する場合と下取車として扱う場合との価格、費用等どちらが得かを選択していただくようになっています。【日整連】

<回答例>

- 自動車を解体する際に必要な費用としての預託金を自動車リサイクルシステム等のマニュアルを参考に分かりやすく説明している。【自販連】
- リサイクル料金の内容、使われ方をリーフレット等を用いて説明。最終所有者の負担である旨等を良く理解していただく。【全軽自協】
- 自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡した場合には、預託されたリサイクル料金は使用済自動車の処理費用として使われる。【中販連】
- 中古車とする場合には、預託金相当額は査定金額に含まれている旨を説明。使用済とする場合には、預託金が処分費用になる旨を説明。【日整連】

<回答例>

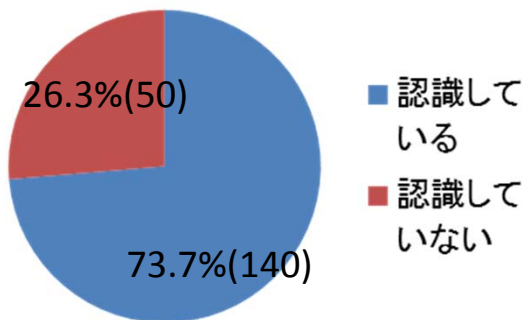
- 各税共、月割りで還付金があることを説明し、必要書類を受領している。【自販連】
- 自動車諸税、自賠償についても還付、返戻等に関し、なるべく詳細な金額を案内できるように商談等に説明。下取りか使用済自動車かを判断する。【全軽自協】
- 自動車税、自賠償保険は1次抹消で月割還付されるが、自動車重量税については、解体処分が終わった後、月割還付となる。【中販連】
- 車検の有効期間が残っていれば、自動車重量税等の還付が受けられること等を説明するとともに手続きについても説明している。【日整連】

B. 使用済自動車判別ガイドラインの周知・活用について

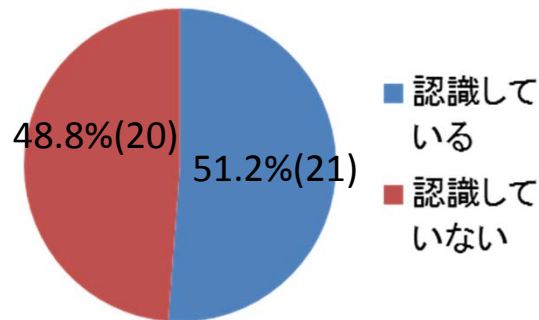
- 多くの引取業者がガイドラインを把握しユーザーや社員に対して様々な場面において活用しているが、一方で中古車ディーラー・整備業者ではガイドラインの存在を認識していなく活用もなされていない事業者が半数程度存在している。

B-1. 使用済自動車判別ガイドラインを認識しているか

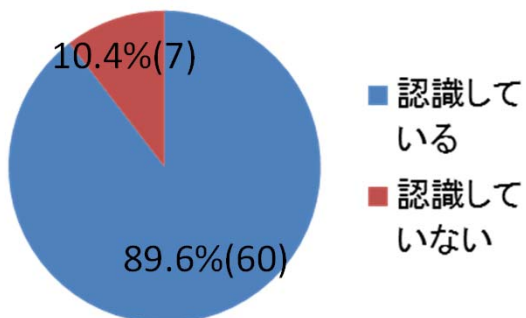
自販連(n=190)



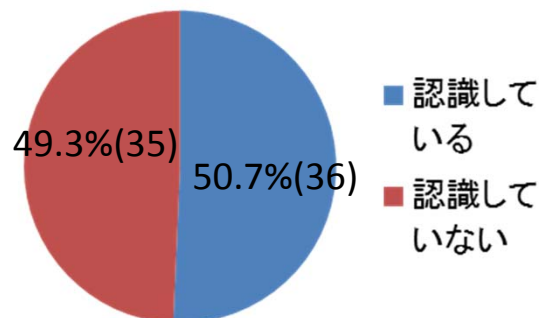
中販連(n=41)



全軽自協(n=67)



日整連(n=71)



B-2. 使用済自動車判別ガイドラインの周知・活用方法

【回答例】

(自販連)

○年一回程度、会議の場で使用済自動車判別ガイドラインと自動車リサイクルシステム虎の巻を印刷、配布して説明。

(全軽自協)

○定期的に開催される会議やコンプライアンス研修の際に、ガイドライン等を活用した勉強会を実施。又、いつでも閲覧できる場所に設置している。

(中販連)

○使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書をもとに資料として配付し、二つのガイドライン(適正・不適正)に対して熟知させている。そのため、ユーザーとのトラブルを無くし適正な処分・処理を行っている。

○認識していないので行っていない。

(日整連)

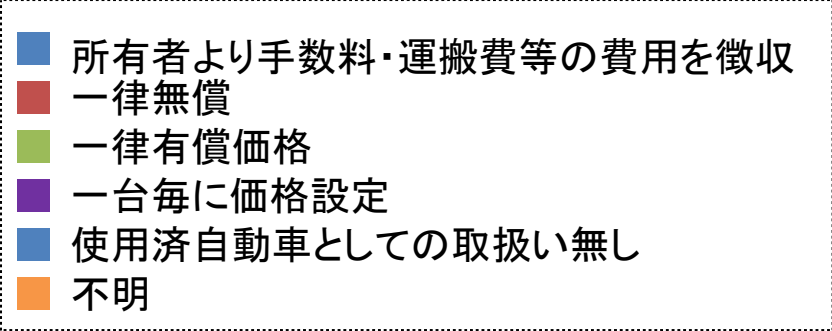
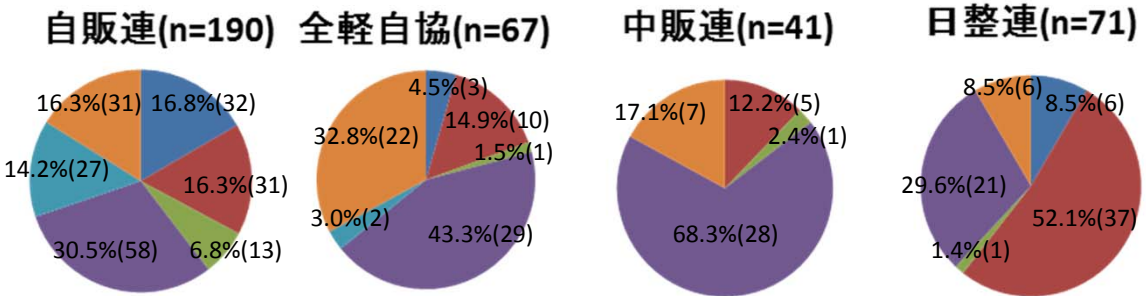
○ガイドラインの概要を常に回覧や配布し、担当者がお客様への説明に使用したり、お客様に渡したりしている。

○なんとなく判るが、正確に認識していない。

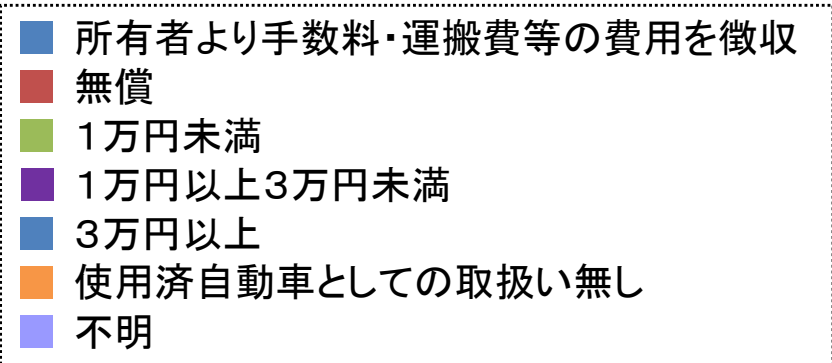
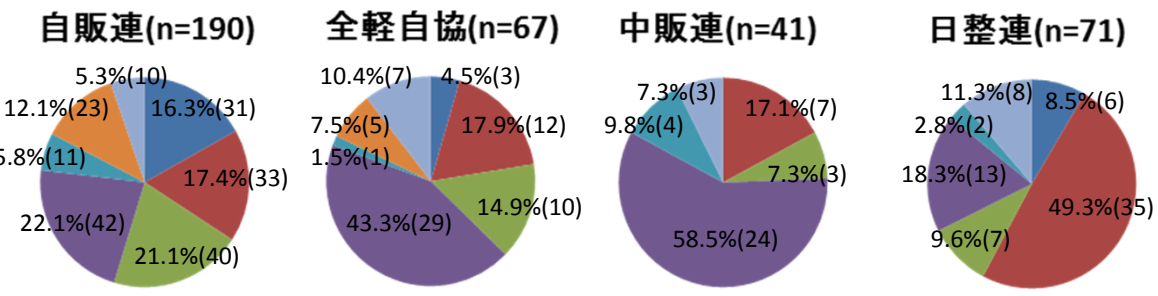
C. 価格の設定方法について

- 所有者からの引取価格の価格設定は取引形態によって異なっている。
- 所有者・解体業者との取引は一部無償で行われているものの、大部分は有償での取引がなされている。

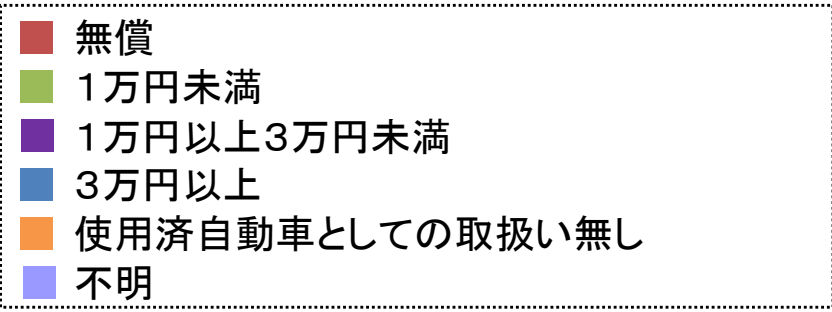
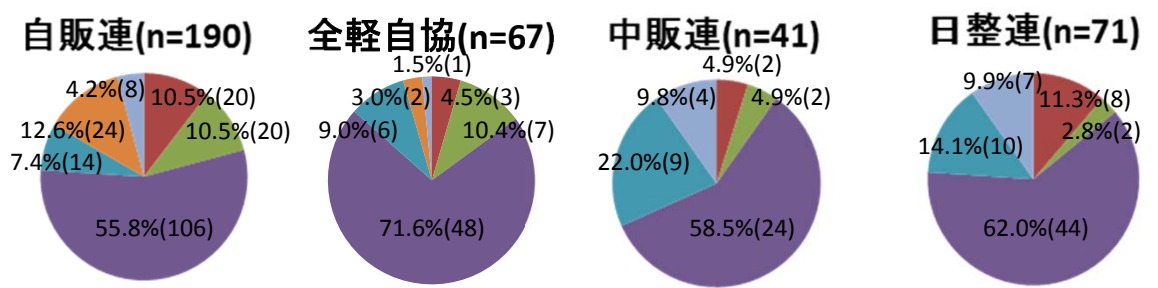
C-1. 所有者からの引取価格の価格設定の考え方



C-2. 所有者からの平均引取価格



C-3. 解体業者への平均引渡価格



D. 所有者への意思確認の方法について

- 使用済自動車にするかどうかの所有者への意思確認は使用済自動車引取証明書等を活用し、書面や口頭での確認がなされている。

所有者への意思確認の方法について

【回答例】

(自販連)

○当社では、所有者への意思確認として、お客様から、使用済車引取依頼書を頂き解体業者引渡後、販売スタッフを通して、使用済車引取証明書を発行しております。

(全軽自協)

○引取書類(使用済自動車引取証明書等)に本人の確認のサイン及び捺印をもらう。

(中販連)

○主に注文書を作成する段階で話し合いの上、納得していただいて署名をいただく。

(日整連)

○使用済自動車として引き取る場合は、依頼書、リサイクル券、引取証明書を使用して確認している。